

令和5年3月15日

学生・教職員の皆さまへ

学 長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る今後の対応について（通知）**第10報**

これまで新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応について、令和4年7月28日付け通知の**第9報**により対応いただいておりますが、今般の政府・文部科学省等の方針に基づき、第9報による取扱いを令和5年4月1日付けで廃止します。併せて、令和3年1月13日付新型コロナウイルス対策に係る当面の事務体制の方針について（Ver. 4）の取扱いも令和5年4月1日付けで廃止します。

ただし、令和5年3月31日までの対応は従前のとおりとします。

なお、令和5年4月1日～5月7日の間の対応については以下のとおり要請するとともに、5月8日以降の対応については、関係法令上の対応が明らかになった時点で改めて通知します。

※鹿児島大学病院における対応については、病院長の指示に従って下さい。

【令和5年4月1日～5月7日の対応】

《学生・教職員》

○マスク着用については個人の判断に委ねますが、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な以下の場面ではマスク着用を推奨します。

- ・医療機関受診時
- ・高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ・通学・通勤時など混雑した電車やバスへの乗車時（概ね全員の着席が可能である新幹線、高速バス等を除く。）
- ・症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査が陽性の方、同居家族に陽性者がいる方が通院等やむを得ず外出するとき（やむを得ない場合を除き、外出は控える。）

○体調が悪い場合は、登校、出勤は控えて下さい。発熱等の症状がある場合は、かかりつけの病院等できちんと診察・検査を受けて下さい。

○体調不良者の対応については、「鹿児島大学新型コロナウイルス感染症対応フロー」（対応時における最新版を適用する。）に沿って行って下さい。

○飲食店等が実施している感染防止対策に積極的に協力して下さい。

《教職員》

○出張の際は、感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控えて下さい。

○本学主催（部局等含む）のイベント等を対面にて行う場合は、消毒液の設置や適切な換気など基本的な感染防止対策を行って下さい。

○会議等に関して、感染拡大防止に最大限配慮して対面会議を行うことを可能としますが、Web会議を推奨します。

○事務体制については、コロナ禍以前の勤務体制を基本としますが、事務の効率化やライフワークバランスを考慮し、テレワーク（在宅勤務）及び時差出勤を活用します。また、執務室に関しては、換気、職員間の距離の確保（部局長等の判断による分散勤務）等、三密状態にならないよう注意するとともに、手洗い等の手指衛生を励行します。